

## 疾患別リハビリテーション点数表【令和2年度 診療報酬改定対応】

	脳血管疾患 (*2)	運動器 (*2)	廃用症候群 (*2)	心大血管	呼吸器
標準算定日数	180日	150日	120日	150日	90日
施設基準Ⅰ	245点	185点	180点	205点	175点
	147点 (*1)	111点 (*1)	108点 (*1)		
施設基準Ⅱ	200点	170点	146点	125点	85点
	120点 (*1)	102点 (*1)	88点 (*1)		
施設基準Ⅲ	100点	85点	77点	—	—
	60点 (*1)	51点 (*1)	46点 (*1)		

(\*1) 月に13単位を限度に入院中の要介護被保険者等に対して標準算定日数を超えてリハビリテーションを行う場合

(\*2) 標準的算定日数の3分の1を経過した後に要介護被保険者等に対し過去3月以内に目標設定等支援・管理料を算定していない場合は、所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。